

性別変更手術要件「違憲」

生殖能力巡り最高裁決定

外観は審理差し戻し

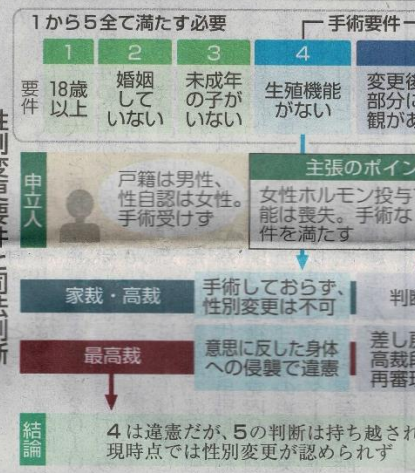
特例法で初

性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更する場合、生殖能力をなくす手術を事実上求める性同一性障害特例法の規定(生殖能力要件)が憲法に反するかどうかが争われた家事審判で、最高裁大法廷(裁判長・戸倉三郎長官)は25日、規定を違憲、無効とする決定を出した。最高裁による法令の違憲判断は12例目となり、特例法では初めて。(3、4、26面に関連記事)

19年の「合憲」変更

生殖能力要件について、一時点で合憲とした結論を、医療の進歩により、現在では手術の必要がない人にも性別変更に当たって手術をするか、性別変更断念かの過酷な二者択一を迫っている」と指摘。憲法13条が保障する「意思に反して身体への侵襲を受けない自由」への制約は重大だと判断した。裁判官15人全員一致の意見。卵巣や精巣の除去といった生殖能力要件に関し、最高裁が2019年に「現

点を満たす必要があり、今回の申立人の性別は現段階では変更されない。審判の申立人は西日本に住んで戸籍上は男性、性自認が女性の50歳未満の社会人。04年施行の特例法は生殖能力要件を「生殖腺がないこと、または生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」と定めており、女性ホルモン投与による生殖能力要件が、現段階でも合理的と言えるかどうか検討。手術を受けない当事者の親子関係に問題が生じることは極めてまれなケースで「混乱が社会に生じた」とはうかがわれないとした。また特例法施行から19年で1万人超が性別変更し、性同一性障害の社会的理解



心のままの性で生きられる社会に

「あの裁判が今回の違憲判断につながった」。性同一性障害特例法の手術要件の規定を最高裁大法廷が憲法違反とした25日、同様の申し立てで2019年に最高裁で合憲とされたトランスジェンダーの白井崇来さん(50)＝岡山県新庄村＝は「誰もが心のままの性で生きられる社会に近づいていかねば」と改めて決意を語った。

16年に申し立て 白井さん

しさを求められ「自分を偽って生きてきた」と振り返る。1998年、日本で初の性別適合手術があり、性を変えられると知ったが、体にメスを入れなければならないことに疑問を感じた。他のトランスジェンダーと出会う中で「性の本質は体ではなく内面にある」との思いを強くする。2013年10月25日、40歳の誕生日に男性として生きることを決め、SNS(交流サイト)でカミングアウトした。ただ、戸籍は女性のままで、女性パートナー(45)との婚姻届が受理され



ず、16年末、手術を受けずに戸籍上の性別変更を認めるよう岡山家裁津山支部に申し立てた。同支部、広島高裁岡山支部とも退けられ特別抗告。19年1月の最高裁決定は「現時点では合憲」とする一方、裁判官2人が「違憲の疑いが生じている」と補足意見を付けた。「裁判所が向き合ってくれた。未来に望を胸に刻んだ。(山本貴之)

も広まっているとして「急激な変化とは言えず、制約の必要性は低減している」と述べた。医学的観点で生殖能力要件を課す合理性が既に失われている点も挙げた。19年の最高裁第2小法廷決定は「性別変更前の生殖機能が子が生まれると社会に混乱を生じさせかねない」として合憲と判断。ただ「憲法適合性は不断の検討を要する」と言及していた。

「誰もが心のままの性で生きられる社会に近づいていかねば」と語る白井さん

つながらなかった。当時の期待が5年近くたって現実となった。社会の理解も進んできたと感じる。以前は「手術が怖いのか」とSNSで誹謗中傷を受けたことがあるが、今は温かい励ましも多い。パートナーの女性とその長男(13)との暮らしもSNSで発信している。

今回、手術要件のうち「外観要件」の憲法判断が持ち越されたのは残念だ。社会の混乱を懸念する声もある。それでも「声を上げ続ければ社会は変わる」。自分らしく生きることを決めたように10年たったこの日、確かな希望を胸に刻んだ。(山本貴之)

選択肢増えること重要

G I D学会理事長 中塚・岡山大教授

「選択肢が増えることを歓迎したい」と話す中塚理事長



性別に違和感があっても、手術が怖い人は多く、過去に大病を患っていたり、重度の肥満症だったりすると手術できないケースもある。そういう人たちにも戸籍変更、そして法律婚への道が示された。まずは選択肢が増えることが重要だ。

世界保健機関（WHO）などは、性別同一性障害（GID）特例法の手術要件を違憲とした25日の最高裁大法廷の家事審判決定。戸籍変更の際に生殖能力をなくす手術を受けなくてもよとの判断が示され、GID学会理事長の中塚幹也岡山大教授は「当事者の選択肢が増える」と歓迎する一方、混乱を防ぐためにも「社会全体の理解を進める取り組みが急務だ」と訴える。

（水嶋佑香） 11面関連

性別変更の手術要件 最高裁「違憲」

社会理解へ取り組み急務

別を変更する要件を満たすために卵巣や精巣を取り出すことを「断種」であり、人権侵害に当たる」と指摘しており、各国で徐々に要件が撤廃されている。学会としても2021年、WHOなどの指摘を支持する声明を出していた。

今回、生殖能力をなくす手術は違憲とされた一方、いわゆる「生殖器の外観」に関する要件は高裁に審理が差し戻され、判断が持ち越された。変更したい性別の生殖器に似た見た目でないといけないため、結局、手術が必要になる人もいる。男性として生まれて心が女性の場合、男性器を手術で取り除かなければ性別変更が認められない。引き続き、この要件の速やかな廃止を求めている。

一方で要件の有無にかかわらず、手術を希望する人は少なくない。当事者を対象とした調査では要件がなくなったとしても、女性から男性の場合で75%、男性から女性の場合で54%が手術を希望した。医療体制の充実は引き続き図っていく必要がある。

今回の最高裁決定でGIDに対して社会全体が急速に寛容になるわけではない。銭湯や公衆トイレなど公共の場での混乱も予想される。社会の理解を進める取り組みが急務であり、行政や関係機関には一層の努力が求められる。

申立人の変更は持ち越し

性別変更の重い足かせになっていた「生殖能力要件」を違憲とした25日の最高裁決定に、当事者からは性の多様性を認める社会の実現を期待する声が上がった。ただ申立人自身の性別変更が認められるかどうかの結論は持ち越され、申立人は代理人を通じ「予想外な結果で大変驚いています。性別変更は今回の審議でかなわず、先延ばしになったことは非常に残念」とのコメントを出した。

最高裁で決定文を受け取った代理人の南和行弁護士、吉田昌史弁護士は東京都内で記者会見し、外観要件が再審理となったため、南弁護士は「（申立人の）不自由や不利益、社会生活の不安は解決せず、苦しい状態は続いてしまう」と複雑な表情を見せた。申立人には決定内容を電話

で伝えた。外観要件も違憲とした反対意見があったことを知り「分かってきている裁判官もいて安心した」と泣き崩れたという。

吉田弁護士は違憲との決定に関し「かなり踏み込んで明確な判断を示してもらい大変ありがたい」と評価しつつ、外観要件を巡る今後の議論については「性自認に基づき生活する権利が重要だという前提が、抽象的な不安でゆがめられる怖さがある」と懸念も示した。